

No	区分		質問	回答	
	改修	片付け			
共通事項（空き家改修&片付け）					
1	対象物件	○	○	県空き家バンクに登録された物件以外は対象外か。	わかやま住まいポータルサイトに登録された物件が対象となります。 わかやま住まいポータルサイトには、県内の自治体が運営する空き家バンク物件に加えて、住宅協力員（宅建業者）の民間物件も掲載されています。
2	対象者	○	○	空き家の売買・賃貸契約してから2年後に移住（住民票の移動を伴うもの）する場合、補助対象となるか。	対象となります。 ただし、空き家改修補助金の場合には、契約の前に既存住宅状況調査を受けていること（令和4年3月31日以前に移住推進空き家の売買又は賃貸借契約を締結した場合を除く）が必要です。
3	対象者	○	○	要綱第2（2）の「移住者」について、「ウ 移住後2年以内の者で、実績報告時に対象空き家に住民票を移している者」とはどのような場合があるか。	移住（住民票の移動を伴うもの）後「2年以内」の期間、市町村が運営する短期滞在住宅や民間の賃貸住宅に住みながら、新たに居住する空き家を探している方です。 また、「2年」とは、例えば令和6年4月1日が住民票移動日であれば令和6年4月2日から令和8年4月1日までを「2年」として移動日当日は算入しません。
4	対象者	○	○	要綱第2（2）の「移住者」について、「イ 移住後にあっては、第6に規定する交付申請書等の提出時に対象空き家に住民票を移してから1年以内の者」とはどのような場合があるか。	改修予定の空き家に移住（住民票の移動を伴うもの）して「1年以内」の方です。 また、「1年」とは、例えば令和6年4月1日が住民票移動日であれば、令和6年4月2日から令和7年4月1日までを「1年」として移動日当日は算入しません。
5	対象者	○	○	県外移住者が補助金の対象地域外のA市に仮住まいを設け、2年以内に対象地域であるB市へ移住する際、補助の対象となるか。	対象となります。 要綱第2（2）のウの規定により、「移住後2年以内の者で実績報告時に対象空き家に移住している者」も補助の対象となっています。

No	区分		質問	回答	
	改修	片付け			
共通事項（空き家改修&片付け）					
6	対象者	○	○	<p>県外の方が補助金の申請後、補助事業終了前に対象空き家に移住（住民票の移動を伴うもの）してもよいか。（こどもの保育園入園のために、住民票を急いで移す場合など）</p>	<p>構いません。 要綱第2（2）のイの規定により、改修予定の空き家に住民票を移して「1年以内」の者も申請の対象となっています。</p>
7	対象者	○	○	<p>父親が、県外から戻ってくる息子に賃貸借したい。補助金の対象となるか。</p>	<p>対象外です。 要綱第5に定める「補助対象者」は、「3親等内の親族にある者（中略）と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。」としています。</p>
8	対象者	○	○	<p>自治会等の任意団体や会社等の法人所有の物件も適用対象となるか。</p>	<p>対象外です。 任意団体は不動産の所有（登記）はできません。 また、不動産の所有（登記）が可能な認可地縁団体（市町村の許可を受けた自治会等）については要綱第5「補助対象」に定める「（中略）法人と売買又は賃貸借契約を締結する者は除く。」の法人にあたるものとします。</p>
9	対象事業	○	○	<p>必要書類を市町村を通じて県に提出すれば、いつから工事に着手できるか。</p>	<p>申請書を提出して、県からの交付決定を得てから着工してください。交付決定前に着工した場合、補助対象となりません。申請書に不備がなくても、交付決定まで県に書類到達後2週間程度かかります。</p>
10	対象事業	○	○	<p>県外からのIターン者を対象とした寮として集合住宅を改修する。補助金の対象となるか。</p>	<p>対象外です。 要綱第4に規定の「補助対象住宅」について、「共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでないこと」としています。</p>

No	区分		質問	回答	
	改修	片付け			
共通事項（空き家改修&片付け）					
11	対象事業	○	○	補助金を活用した物件から移住者が転出し、同物件に別の移住者が転入する場合、再度、同一物件に補助金を活用することは可能か。	内容により対象となります。 要綱別表1補助事業の中で、「エ 申請は1物件あたり1回とする。ただし、補助金を交付した年度の翌年度を1年目とし、11年目の4月1日以降に、所有者が別の移住者のために改修する場合及び別の移住者が改修する場合は除く。」としています。
12	対象事業	○	○	所有者Aの所有する「物件イ」について、移住者Bに補助金を交付。翌年度、Aの所有する「物件ロ」について移住者Cより補助金の活用申し出があった。所有者Aの複数物件について補助金を活用することは可能か。	可能です。 要綱別表1補助事業で規定しているのは1物件あたり可能な申請回数であり、移住者が申請するに際し同一所有者であることで活用を妨げることはありません。
13	要綱解釈	○	○	10年間の住宅活用要件があるが、10年未満で利用を中止した（引っ越し等を行った）場合は、補助金を返還しなければならないのか。	返還の対象となりますが、事情について事前にご相談ください。
14	要綱解釈	○	○	移住は何を持って判断するか。	県外から県内への住民票の移動によって判断します。 要綱第2（1）に「『移住』とは、10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続を行い、住民票が当該市町村に置かれている状態にあることをいう。」と規定しています。
15	要綱解釈	○	○	想定していたより費用がかかった。補助上限額未満のため、増額の変更申請してもよいか。	補助額の増額の変更申請はできません。 要領第7（3）に「交付申請書提出後の補助金額の増額変更は、認めないものとする。」と規定しています。

No	区分		質問	回答
	改修	片付け		
共通事項（空き家改修&片付け）				
16	要綱解釈	○	○	申請書には挙げなかった申請時と別の内容を実施する必要が出てきた。交付決定の範囲内であれば申請時と別の内容を行ってもいいか。  内容により補助対象外となりますので、事前にご相談ください。 要綱第9の2（1）に「次に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。 ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く）をしようとする場合 イ 補助事業に要する経費の20%を超える減額をしようとする場合」 と規定しています。変更することにより、「補助目的から外れていないか」を確認するために、変更交付申請書で判断します。
空き家改修のみ該当事項				
17	既存住宅状況調査	○		売買契約を締結したが既存住宅状況調査を実施していなかった。今から既存住宅状況調査を実施すれば対象となるか。  内容により対象外となります。 要綱別表1 空き家改修事業のウに「対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結前に、既存住宅状況調査を事前に受けること。ただし、令和4年3月31日以前に対象空き家の売買又は賃貸借契約を締結した場合を除く。」と規定しています。
18	住宅協力員・県内事業者の仲介	○		空き家の売買・賃貸契約を行った際の仲介者が、住宅協力員ではなかった。この場合、補助の対象外か。  対象となります。 要綱別表1 イに「対象空き家の売買又は賃貸借契約の締結は、県内事業者が仲介に入ること。ただし、無償譲渡・無償賃貸の場合を除く。」と規定しています。
19	登記事項証明書	○		登記事項証明書は売買契約前にとっていたが、売買契約前にとった登記事項証明書を添付して交付申請してよいか。  良い。ただし、実績報告時に売買契約後の所有権移転登記を終えた登記事項証明書の写しを提出してください。
20	対象事業	○		県外からの移住者に対し、空き家の所有者が住宅を無償譲渡（贈与）し、所有権の移転を受けた移住者が住宅を改修した場合、補助対象となるか。 この場合、所有者と移住者は親族関係ではない。  対象となります。 要綱別表2 交付申請書の添付書類の「売買又は賃貸借契約書の写し」にあたるものとし、無償譲渡契約書の写しを添付して下さい。

No	区分		質問	回答
	改修	片付け		
共通事項（空き家改修&片付け）				
21	対象事業	○	空き家所有者から、物件が非常に古いものであるため無償で貸借したいとの申出があった。「賃貸借契約」でなく「使用貸借契約」となるが補助対象となるか。	対象となります。 要綱別表2 交付申請書の添付書類の「売買又は賃貸借契約書の写し」にあたるものとし、使用貸借契約書の写しを添付して下さい。
22	対象事業	○	どのような改修が補助の対象になるのか。	要綱別表1に「移住者が居住を目的として、生活するために必要な機能の一般的な改修・リフォーム」と規定しています。また、要領別紙「補助対象工事の例」も参考にしてください。
23	対象事業	○	雨水排水用の集水桝について、桝の蓋が割れているため、改修したい。 当該桝の蓋は、空き家改修補助金の対象となるか。	雨水排水用の集水桝の改修については、「居住を目的とした住宅」でなく、「居住を目的とした住宅」の周りの外構工事であるため、対象外。
24	対象事業	○	シロアリ駆除・予防は対象となるか。	シロアリの駆除剤・防腐剤の散布は対象外となります。
25	対象事業	○	住居周りの擁壁について、空き家改修補助金の対象となるか。	擁壁の補修工事については、「居住を目的とした住宅」でなく、「居住を目的とした住宅」の周りの外構工事であるため、対象外。
26	対象事業	○	自ら空き家を改修（DIY）し、材料費等に要した経費を空き家改修補助対象となりうるか。	対象外です。 要綱別表第1において、「イ 対象空き家は、県内事業者に委託すること。」と規定しているため、自分で空き家を改修する行為は該当せず、補助の対象となりません。